

税理士法人 鎌田総合事務所
鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田 直善
税理士 鎌田 ふくみ

一気に秋冷の気配濃厚となり、冷房を切ったとたんに暖房に切替え、という北海道ならではの日々となりました。

11月1日(火)～4日(金)は、職員研修旅行のため、事務所全体でお休みをいただきます。11月7日(月)からは通常通りです。よろしくお願いたします。

最近話題の函館再開発案件について

公認会計士 鎌田 直善

1. 函館地域の再開発動向

和光跡の再開発、五稜郭電停の五稜郭ダイエー跡の再開発は順調に進んでいるようです。函館駅前前の再開発計画も始動しつつあるようです。また、域外企業による函館物件の再開発投資の話も聞こえてきます。さらには、豪華客船用の棧橋増設工事も国の予算で始まるとのこと。今回はこれら地域経済の動向と、全般的国内経済政策との関連について考えてみます。

2. 景気動向と経済政策

政府は、デフレ退治のための金融政策(リフレ政策といいます)を辛抱強く続けています。雇用面では、一部で人手不足と言われるなど成果が出ています。しかし、消費が思ったように拡大せず、目標インフレ率2%にはなかなか届かないのが実情です。この点については、若年世代が抱く将来の不安など、お財布の紐が緩められない気持ちがあるのかと思います。失われた20年と言いますが、若年世代は、生まれてこのかた、デフレ経済しか体験したことがないので、無理もない面があり、辛抱が肝心と考えています。

このような情勢を受け、政府は、上記のリフレ政策を堅持するのに加え、さらに、財政政策を強化していく意向のようです。いわゆる公共投資ですが、従来に比べ、災害予防など国土国民の安全、少子高齢化関連、産業の生産性向上、新産業の振興、公共施設の維持管理など、目的を明確にして、選別投資していくものと予想しています。

また、経済政策としては、世界の成長セクターである東アジア、東南アジア、南アジアの成長力を取り込む形で進めていくことが重要と考えます。

3. 函館地域の話に戻って

はじめに記載した、豪華客船用の棧橋の造成は、上記の国の政策にぴったり当てはまるものです。というのは、アジアの成長を取り込むという観点からは、外国人観光客の誘致は、国が優先的に取り組んでいることです。函館は国内有数の観光地ですから、外

国人観光客の増加につながる豪華客船用棧橋の造成は、まさに、国家的なレベルで、目的の明確な財政支出です。

このように考えると、今話題となっている函館地域での投資や再開発の案件は、国レベルでの政策ニーズに合致したものの、時代の波に乗ったものである、といえます。我々民間事業者にとっても、チャンスの幅が広がってくると言えるでしょう。

公的年金の受給について

スタッフ 鶴川 剛

公的年金を受け取るためには、公的年金制度への加入期間が原則 25 年以上必要です。また、年金を受ける資格ができたからといって、自動的に支給が始まるものではありません。ご自身で年金を受けるための手続き（年金請求）を行う必要があります。

仮に、受給できる条件を満たしていても、「働いているので、年金はもらえない」などと思い込んで手続きをしなければ、支給は開始しないため、注意が必要です。

(1) 老齢基礎年金

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間の全期間保険料を納めた方は、65 歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

※老齢基礎年金は収入に関係なく受け取ることができます。

(2) 老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があって、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が 65 歳になったときに、老齢基礎年金に上乘せして老齢厚生年金が支給されます。

※今のところ（当分の間）、60 歳以上で、一定の要件を満たしている方には、65 歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されています。

※働きながら年金を受け取る場合、年金額と賃金額に応じ、年金額が支給停止（全部または一部）される場合があります。

(3) 年金の時効

年金を受ける権利（基本権）は、権利が発生してから 5 年を経過したときは、時効によって消滅します。ただし、やむを得ない事情により、時効完成前に請求をすることができなかった場合は、その理由を書面で申し立てていただくことにより、基本権を時効消滅させない取扱いが行われているようです。

年金の受給要件や受給額は、受給者の生まれた日、性別、加入期間等により十人十色です。他人の例を自分に当てはめて判断すると、もらい忘れや時効により権利が消滅することもあります。60 歳を過ぎましたら年金事務所でご自身の受給要件等を確認されてはいかがでしょうか。

私共は社会保険の専門家ではありませんが、日常のお客様との接触の中で気になることの多い話題ですので、取り上げてみました。

☆ バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。